

## マナー特集

共同生活を送るうえで最近マナーというよりはルール違反の行為が目立っています。管理組合として決して黙認してはおりません。耳障りなことではありますが、該当する組合員のお宅はすみやかに改善をお願いします。

### 「ペット問題」

当団地は鳥かごで飼う「小鳥」、鉢で飼う「金魚」などを除き犬、猫、さる、にわとり等を飼ってはいけないルールになっています。

組合規約の中に「共同生活の秩序維持に関する協定」があり、組合員全員がこのルールに従うことを約束しています。

最近このルールを無視して犬や猫を飼う家が増えており、犬の吠える声やフローリング床を歩き回る足音がやかましく迷惑を被っているとの苦情が管理事務所へたくさん寄せられています。さらに、中には平気でエレベーターにペットを抱いて乗り込む方もいます。

こうした禁止事項を無視する姿勢は、それを見ている子ども達に約束ごとを軽んじる心を育ててしまいます。日常的に顔を合わせる相手に面と向かって注意することがはばかられ、飼っているお宅へこの苦情が届いていないのが実態です。

あらためてこの広報にて注意を喚起します。お互い住みよい環境維持のために、現在これらの動物を飼っている方は当団地以外の方へ譲るなどして、直ちにおやめください。

### 「共用部分の私物化問題」

#### (1) 共用部分への室外機設置は不可です

空調機室外機を共用部分である北側共用廊下の屋根の上に設置しているお宅が見受けられます。共用部分に私有物を置くことをおやめください。

設置状態によっては落下の危険もあり、直ちに専門業者に相談するなどして移設、あるいは撤去をお願いします。

#### (2) 室内・ベランダ以外に植物を植えることも不可です

棟に接する南北の芝生部分や団地の植栽部分に私有の植物を植えている方があります。善意での無償の行為と思われるかもしれませんが共用部分の私物化となります。直ちに伐採をお願いします。

ベランダに置かれている植木、鉢植え等にご注意ください。置き方次第(高所設置、吊下げ)では地震・強風等の場合落下の危険があり、外で遊ぶ子供たち、クリーンメイト、屋外作業者に被害が及ぶ可能性があります。ベランダは緊急時の避難路でもあることから荷物、大型植物等で経路を遮断することのないようご理解とご協力をおねがいします。

#### (3) メーターボックス

階段室や玄関前にあるメーターボックスを簡易倉庫代わりに物を保管しているのを見かけます。ライフラインとなる配管が集中する箇所です、直ちに撤去願います。

#### (4) 看板・広告物

ベランダや玄関口に看板・広告物を表示しているお宅が見受けられます。集合住宅においては広告・宣伝物の掲示許可はできません。これも直ちに撤去をお願いします。